最終更新日：2021年7月5日

# 澤田ホールディングス株式会社

代表取締役社長　上原　悦人
問合せ先：取締役　松村　恭也
証券コード：8699
http://www.sawada-holdings.co.jp/

**当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。**

## Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1．基本的な考え方

当社は、株主、顧客、従業員をはじめとする様々なステークホルダー（利害関係者）にとっての企業価値を最大化するために、コーポレート・ガバナンスを強化しております。
とりわけ、株主の利益の立場から経営をチェックし、経営の効率性や業績の向上の確保を損なうことがないように監視する組織的な取組みを重視しております。また、コンプライアンスの徹底を図ることにより、経営の透明性及び信頼性の向上に努めております。
なお、当社は監査役制度を採用しており、取締役会が実態に即した迅速な意思決定を行うとともに、2名の社外取締役及び3名の社外監査役により、それぞれの専門の見地から客観的に経営を監査できる体制を構築しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、JASDAQ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

［基本原則1］株主の権利・平等性の確保
当社は、法令・規則等を遵守して迅速な適時開示を行うとともに、株主総会招集通知を発送前に自社のウェブサイトに公表するなど、株主の権利の平等性が実質的に確保され、株主がその権利を適切に行使することができる環境の整備に努めてまいります。

［基本原則2］株主以外のステークホルダーとの適切な協働
当社は、経営理念において「お客様とスタッフを大切にし、社会に貢献できる企業であること」「世界の金融界と平和に貢献すること」を掲げております。これらの経営理念の下、株主、顧客、従業員、取引先や地域社会等の様々なステークホルダーとの間でお互いが適切な利益を得られるよう、企業倫理及び価値観の多様化を尊重した事業活動を推進し、ステークホルダーとの信頼関係の構築に努めてまいります。

［基本原則3］適切な情報開示と透明性の確保
当社は、適切な情報開示により、株主をはじめとするステークホルダーや投資家からの理解・共感を得られると認識しております。法令等に基づく情報開示に限らず、主要グループ会社の概況など、当社が重要と判断した非財務情報を含む情報につきましても、自社のウェブサイト等に積極的に開示してまいります。

［基本原則4］取締役会等の責務
当社は、適切かつ迅速な経営判断を行うため、主要な関係会社に役員を派遣して当該関係会社を監視・監督することをはじめ、各取締役の職務及び責任を明確化しております。また、独立性及び専門性を有する社外取締役及び監査役会により、実効性の高い監査体制を整備しております。

［基本原則5］株主との対話
当社は、経営陣と株主との対話の機会として、決算説明会（原則として年2回）の開催や、四半期ごとに決算説明資料を自社のウェブサイトに開示するなどの情報発信とともに、ご意見・ご要望等の各種問い合わせにも対応しております。今後、更なるIR活動の充実を検討してまいります。

### 2．資本構成

| | |
|---|---|
| 外国人株式保有比率 | 30%以上 |

#### 【大株主の状況】 更新

| 氏名又は名称 | 所有株式数（株） | 割合（%） |
|---|---|---|
| 澤田　秀雄 | 10,628,000 | 26.81 |
| ワールド・キャピタル株式会社 | 5,944,700 | 15.00 |
| ゴールドマンサックスインターナショナル | 4,688,799 | 11.83 |
| ノムラピービーノミニーズテイーケーワンリミテツド | 4,145,300 | 10.46 |
| 野村證券株式会社 | 2,000,000 | 5.04 |
| エヌピービーエヌ－ショコロリミテッド | 1,874,800 | 4.73 |
| 有限会社秀インター | 1,100,000 | 2.77 |
| メリルリンチインターナショナルエクイティデリバティブス | 637,800 | 1.61 |
| AIG損害保険株式会社 | 600,000 | 1.51 |
| IIB株式会社 | 567,200 | 1.43 |

| | |
|---|---|
| 支配株主（親会社を除く）の有無 | ―― |
| 親会社の有無 | なし |

補足説明

―

## 3．企業属性

| | |
|---|---|
| 上場取引所及び市場区分 | 東京 JASDAQ |
| 決算期 | 3 月 |
| 業種 | その他金融業 |
| 直前事業年度末における（連結）従業員数 | 1000人以上 |
| 直前事業年度における（連結）売上高 | 100億円以上1000億円未満 |
| 直前事業年度末における連結子会社数 | 10社未満 |

## 4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―

## 5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

## 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1．機関構成・組織運営等に係る事項

| | |
|---|---|
| 組織形態 | 監査役設置会社 |

**【取締役関係】**

| | |
|---|---|
| 定款上の取締役の員数 | 9 名 |
| 定款上の取締役の任期 | 1 年 |
| 取締役会の議長 | 社長 |
| 取締役の人数 | 5 名 |
| 社外取締役の選任状況 | 選任している |
| 社外取締役の人数 | 2 名 |
| 社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 | 2 名 |

会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k |
| 古宮　健一郎 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |
| 松本　高一 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | ○ |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 古宮　健一郎 | ○ | 当社独立役員（現任） | 金融機関における豊富な経験と企業経営に関する幅広い知見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。<br>なお、取引所が定めた独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがない方であると判断し、独立役員に指定いたします。 |
| 松本　高一 | ○ | 当社独立役員（現任） | Ｍ＆Ａ業務、証券業務に関する豊富な知見を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外取締役に選任しております。<br>なお、取引所が定めた独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがない方であると判断し、独立役員に指定いたします。 |

| | |
|---|---|
| 指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 | なし |

## 【監査役関係】

| | |
|---|---|
| 監査役会の設置の有無 | 設置している |
| 定款上の監査役の員数 | 4 名 |
| 監査役の人数 | 3 名 |

### 監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人は、定期的に（原則月1回）会合を持ち、会計監査人が把握した監査重点項目等について説明を受け意見交換を行っております。また、監査役は会計監査人の往査及び監査講評に立ち会うほか、会計監査人に対し適宜報告を求めております。
内部監査部門は、当社グループ各社が規模に応じて設置している内部監査部門との連携により内部監査を行い、その監査結果を監査役に報告するほか、適宜情報交換をするなど情報の共有化に努めております。

| | |
|---|---|
| 社外監査役の選任状況 | 選任している |
| 社外監査役の人数 | 3 名 |
| 社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 | 3 名 |

### 会社との関係(1)

| 氏名 | 属性 | 会社との関係(※) | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | a | b | c | d | e | f | g | h | i | j | k | l | m |
| 櫻井　幸男 | 他の会社の出身者 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 野口　新太郎 | 公認会計士 | | | | | | | | | | | | | ○ |
| 松川　辰彦 | その他 | △ | | | | | | | | | | | | |

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

### 会社との関係(2)

| 氏名 | 独立役員 | 適合項目に関する補足説明 | 選任の理由 |
|---|---|---|---|
| 櫻井　幸男 | ○ | 当社独立役員（現任） | 金融機関の要職を歴任してきた豊富な経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外監査役に選任しております。<br>なお、取引所が定めた独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがない方であると判断し、独立役員に指定いたします。 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 野口　新太郎 | ○ | 当社独立役員（現任） | 公認会計士として財務及び会計に関する豊富な知識と経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外監査役に選任しております。<br>なお、取引所が定めた独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがない方であると判断し、独立役員に指定いたします。 |
| 松川　辰彦 | ○ | 当社独立役員（現任）<br><br>1961年4月から1999年3月まで協立証券㈱（現 澤田ホールディングス㈱）の使用人でありました。また、1999年3月から2002年6月までエイチ・アイ・エス協立証券㈱（協立証券㈱より商号変更）の業務執行取締役でありました。 | 当社及び当社グループの中核をなす金融事業分野に対し専門的な知識と幅広い経験を有しており、これらを当社の経営に反映していただくため、社外監査役に選任しております。<br>なお、取引所が定めた独立性の要件を満たしており、一般株主との利益相反が生じる恐れがない方であると判断し、独立役員に指定いたします。 |

## 【独立役員関係】

| | |
|---|---|
| 独立役員の人数 更新 | 5 名 |

### その他独立役員に関する事項

原則として全ての取締役及び監査役は月に1回開催される定例取締役会に出席することとしております。
独立役員である社外取締役古宮健一郎氏は、昨年度に開催された取締役会14回の全てに出席しております。
独立役員である社外取締役松本高一氏は、昨年度に開催された取締役会14回の全てに出席しております。
独立役員である常勤監査役櫻井幸男氏は、昨年度に開催された取締役会14回の全て出席し、また監査役会12回の全てに出席しております。
独立役員である監査役野口新太郎氏は、昨年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会12回の全てに出席しております。
独立役員である監査役松川辰彦氏は、昨年度に開催された取締役会14回の全てに出席し、また監査役会12回の全てに出席しております。

## 【インセンティブ関係】

| | |
|---|---|
| 取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 | 実施していない |

### 該当項目に関する補足説明

当社の業績は相場の影響を受けやすく、また、投資事業等についてもその効果が業績へ数字となって表れるのに相応の時間を要するため、報酬を短期的な業績に連動させることが必ずしも正しいものとならないとの認識によるものです。

| | |
|---|---|
| ストックオプションの付与対象者 | |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 【取締役報酬関係】

| | |
|---|---|
| （個別の取締役報酬の）開示状況 | 個別報酬の開示はしていない |

### 該当項目に関する補足説明

全取締役の総額を事業報告に記載しており、事業報告については株主総会招集通知の添付書類として当社ホームページに掲載することで公衆の縦覧に供しております。

| | |
|---|---|
| 報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 | あり |

### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社の役員報酬等は、個々の役位や職責、業績等を総合的に勘案して報酬額を決定しております。
取締役の報酬限度額は、1990年６月19日開催の第33回定時株主総会において月額25百万円以内と決議いただいております。

また、各取締役の報酬額は、株主総会の決議により定められた報酬限度額の範囲内において、取締役会の授権を受けた代表取締役である澤田秀雄及び上原悦人が決定しております。

### 【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社には社外監査役のサポート専任担当者はおりませんが、監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助する使用人を置くものとします。
なお、グループ各社の経理部門や総務部門、監査部門等から随時報告や相談を受けるなどして情報の共有化を図っております。

## 2．業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

更新

取締役会は原則として月一回、また必要に応じて臨時に開催し、法定事項その他経営に関する重要事項について審議、決定し、業務施行状況の監督を行います。なお、取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則において付議基準を定めております。また、取締役による業務の意思決定・監督機能を強化するため、執行役員制度を導入して経営の効率化を図っており、さらに必要に応じて関係各部署の管理者等を交えて個別の経営課題について協議を行っております。

監査につきましては、当社は監査役設置会社として監査役を3名選任しており、原則として月一回監査役会を開催しております。監査役は、取締役会その他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けております。また、必要に応じて取締役及び使用人に対して報告を求めるほか、代表取締役社長との定期的な会合や会計監査人との適宜の面談、協議等により、監査の実効性を確保しております。さらに、内部監査部門であるコンプライアンス部が監査役及び当社グループ各社の内部監査部門との連携により内部監査を行っております。

会計監査人につきましては、RSM清和監査法人を選任しております。2021年3月期の会計監査業務を執行した公認会計士は、戸谷英之、金城琢磨の2名であります。
継続監査年数については、全員7年以内であるため、記載を省略しております。同監査法人は、すでに自主的に業務執行社員について、当社の会計監査人に一定期間を超えて関与することのないよう措置をとっております。また、会計監査業務の補助者は、公認会計士6名、その他5名であります。その他は公認会計士合格者等であります。

## 3．現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、少人数の社内取締役で取締役会に機動性を持たせ、意思決定を迅速に行える体制を構築するため、現状の体制を採用しております。
また、当社は社外取締役2名及び社外監査役を3名選任しております。当該社外取締役及び社外監査役による監督、監査等が実施されることにより、客観的かつ中立的な経営監視の体制は構築できていると判断しております。

## Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

| | 補足説明 |
|---|---|
| 株主総会招集通知の早期発送 | 第63回定時株主総会招集通知は、2021年６月10日に早期発送を実施いたしました。 |
| その他 | 株主総会招集通知は、株主様宛に発送するほか、発送前に当社ホームページ上にも掲載し、早期の開示に努めております。第64回定時株主総会招集通知は、発送前である2021年６月２日に当社ホームページに掲載いたしました。 |

### 2．IRに関する活動状況 更新

| | 補足説明 | 代表者自身による説明の有無 |
|---|---|---|
| IR資料のホームページ掲載 | 当社ホームページ内のＩＲページ（http://www.sawada-holdings.co.jp/）において、決算短信、決算説明資料（決算説明会資料）、有価証券報告書、株主総会招集通知等を掲載しております。 | |

### 3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

| | 補足説明 |
|---|---|
| 社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定 | 経営理念の一つに、「お客様とスタッフを大切にし、社会に貢献できる企業であること」とあるとおり、顧客第一主義の経営を行っております。 |

# Ⅳ内部統制システム等に関する事項

## 1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1．取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
原則として月1回、又は必要に応じて臨時に開催される取締役会において、取締役は相互の職務執行状況について、法令及び定款への適合性を確認しております。また、監査役は取締役会に出席するとともに、監査計画に基づいて取締役の職務執行状況を監査しております。

2．取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役がその職務権限に基づいて決裁した稟議書等の文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令や「文書取扱規則」、「稟議規程」等に基づき、定められた期間保存しております。また、取締役又は監査役、会計監査人からの閲覧の要請があった場合に速やかに閲覧、謄写等が可能となる状態にて管理しております。

3．損失の危険の管理に関する規程その他の体制
「リスク管理規程」により事業上のリスク管理に対する基本方針や体制を定め、この規程に沿ったリスク管理体制を整備、構築しております。また、取締役及び業務部は、当社グループの事業に係るリスクの把握及び管理に努め、当該リスクの管理状況を適宜、取締役会に報告いたします。
不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を委員長とする対策委員会を設置し、情報連絡チームや外部アドバイザリーチーム等を組織し、迅速な対応により損害の拡大を抑え、これを最小限に止める体制を整備します。

4．取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は原則として月1回、及び必要に応じて臨時に開催し、法定事項その他経営に関する重要事項について審議、決定し、業務執行状況の監督等を行います。なお、取締役会への付議議案につきましては、取締役会規則において付議基準を定めております。また、社内規程等により職務分掌、権限及び責任の明確化を図り、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築しております。

5．使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
使用人への経営理念の浸透、定着に努めるとともに、各種決裁制度、社内規程等を備え、コンプライアンスの周知徹底を図っております。また、担当役員が使用人の職務執行状況についての管理・監督を行います。さらに、法令違反の疑義のある行為を発見した場合に速やかに通報・相談する窓口を社内及び社外に設置するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けないことを確保した内部通報制度を定めております。

6．当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
(1) 業務部を関係会社管理における主管部署とし、「関係会社管理規程」に基づいて関係会社を管理する体制を整備しております。
(2) 関係会社の業務状況は、原則として月1回、担当役員より取締役会に報告することとし、必要に応じて関係会社の役員からヒアリングを行うこととしております。
(3) 主要な関係会社には取締役又は監査役を派遣し、当該関係会社の取締役の職務執行状況を監視・監督するほか、当該関係会社の業務執行状況を監査するなどして、その業務の適正を確保できる体制を構築いたします。
(4) 関係会社の意思決定、職務分掌、権限及び責任について、社内規程等により明確化を図るとともに、関係会社の規模や事業内容等を勘案の上、適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制が構築されるよう、必要に応じて監督・指導を行います。
(5) 関係会社が規程等に基づいて実施するリスク管理について、当社もその評価を行うとともに、関係会社において法令規制及び社内規程等に違反又はその懸念がある事象が発生又は発覚した場合、速やかに当社に報告する体制を構築いたします。
(6) 関係会社が設置した内部通報制度の窓口に、法令違反の疑義のある行為の発見等の通報があった場合、当該関係会社は速やかに当社に報告するとともに、通報を行った者が当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを受けない体制を確保しております。
(7) 監査役は、コンプライアンス部、会計監査人と連携し、関係会社の監査を実効的かつ適正に行うこととしております。
(8) 外国の関係会社については、当該国における法令規制等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制といたします。

7．監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとします。

8．前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役を補助すべき使用人は、当社の就業規則に従いますが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとします。また、当該使用人に関する人事及びその変更については、監査役の事前の同意を要するものとし、取締役からの独立性を確保しております。

9．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
監査役は、取締役会、その他重要な意思決定会議に出席し、取締役及び使用人から重要事項の報告を受けるものとします。また、監査役は必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めるほか、重要な決議書類等の閲覧をすることができるものとしております。なお、監査役に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保した体制としております。

10．監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務を当社に請求をしたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理します。

11．その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、代表取締役社長と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行います。この他、監査役は管理担当役員並びに関係会社各社の監査役と情報交換に努め、会計監査人とは適宜面談を持ち、協議を重ねるなどして、連携して当社及び関係会社各社の監査の実効性を確保するものとします。

12．反社会的勢力による被害を防止するための体制
反社会的勢力に対しては、以下のとおり毅然とした態度で臨みます。
(1) 経営トップが反社会的勢力排除の基本方針を社内外に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、外部専門機関との連係を行います。
(2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理・蓄積、遮断のための取組支

援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連係等を行います。
(3) 契約書や取引約款に暴力団排除条項を導入します。
(4) 可能な限り、自社株の売買状況を確認します。
(5) 取引先の審査や株主の属性判断等を行うとともに、情報を集約したデータベースを構築し、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新します。
(6) 平素から外部専門機関との連絡を密に行うとともに、各種の暴力団排除活動に参加します。

13. 財務報告の信頼性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備･運用状況を定期的に評価し、維持、改善に努めるとともに、金融商品取引法及び関係法令との適合性を確保します。

## 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

反社会的勢力による被害を防止するための体制
反社会的勢力に対しては、以下のとおり毅然とした態度で臨みます。
(1) 経営トップが反社会的勢力排除の基本方針を社内に宣言し、その宣言を実現するための社内体制の整備、外部専門機関との連係を行ってまいります。
(2) 反社会的勢力による不当要求が発生した場合の対応を統括する部署を整備し、当該部署が情報の一元管理･蓄積、遮断のための取組支援、研修活動の実施、対応マニュアルの整備、外部専門機関との連係等を行ってまいります。
(3) 契約書や取引約款に暴力団排除条項を算入してまいります。
(4) 可能な限り、自社株の売買状況を確認してまいります。
(5) 取引先の審査や株主の属性判断等を行うとともに、情報を集約したデータベースを構築し、暴力追放運動推進センターや他企業等の情報を活用して逐次更新してまいります。
(6) 平素から外部専門機関との連絡を密に行うとともに、各種の暴力団排除活動に参加してまいります。

# Vその他

## 1. 買収防衛策の導入の有無

| | |
|---|---|
| 買収防衛策の導入の有無 | なし |

### 該当項目に関する補足説明

―――

## 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

特に関連会社に対するガバナンスを強化するため、適切な役員人事を検討しております。また、関連会社の営業状況およびコンプライアンス事項について、定例取締役会へのより詳細かつ具体的な報告を求めることとしております。

内部情報管理及び適時開示体制の概要

当社は、重要情報の適切な管理、内部者取引の未然防止及び重要情報の適切な開示を目的として、「重要情報の適時開示と内部者取引の防止に関する規程」を定めております。

当社は、情報管理責任者の他、当社の各部門及び当社の関係会社それぞれに情報取扱担当者を設置しております。また、当社又は当社の関係会社の役職員等は、重要情報を取得した場合は直ちに情報取扱担当者に報告し、情報取扱担当者は直ちに情報取扱責任者に報告することとしております。なお、重要情報を知った役職員等に対して、他の役職員等への情報漏洩の禁止及び開示前の当社株式等の売買の禁止等を定めております。

情報管理責任者は、報告を受けた重要情報について、適時開示の要否、時期、方法等を決定いたします。ただし、重要情報の内容によっては、取締役会に報告し、審議を行って開示の要否等を判断することがあります。また、決算情報等の取締役会の機関決定が必要な重要情報については、情報管理責任者より取締役会への報告が行われます。

開示が必要と判断された重要情報は、開示担当部署において速やかに所定の開示手続きを行います。開示担当部署は、法令及び適時開示規則等に従って開示資料を作成し、適時情報開示ネットワークシステム（TDNet）に開示いたします。また、TDNetにおいて開示した後に、当社ホームページ上に掲載するとともに、必要に応じて各報道機関等への公表を行ってまいります。

なお、内部情報管理及び適時開示業務については、コンプライアンス部門による内部監査を定期的に実施しております。さらに、情報管理責任者が重要情報の報告及び開示体制等を適宜見直すことにより、当該業務の改善を図っております。

《コーポレート・ガバナンス体制の模式図》

